

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 53

No.53 2015.12.1

■ 紛争解決システム検討会第 2 回開催

11月26日、解雇の金銭解決制度の導入の是非も含めて検討している厚労省の「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」（荒木尚志座長）の第2回が開かれました。今回は、裁判外紛争解決手続（ADR）の実情などについて、同志社大学の土田道夫教授、全国社会保険労務士会連合会、日本弁護士連合会から、それぞれヒアリングが行われました。

土田教授からは、労働委員会のあっせんと都道府県労働局のあっせんの実情報告がされ、労働委員会のあっせんは三者構成で労使の参与委員の役割が大きいことなどが報告されました。

社労士会からは社労士会労働紛争解決センターのあっせんの実情報告がありました。これによると、和解率が37.6%、解決金の水準については金銭解決した事件の内の約3分の2が40万円以下と低い金額での解決となっていました。

日弁連からも各単位会が運営しているADR仲裁センターの実情報告があり、労働事件の比率は低いものの、解決率が高いことが報告されました。

検討会委員の鶴委員から、JILPTが行った和解金額の調査結果の計量分析を行いたいとの提案がありました。労働弁護団常任幹事で委員の水口会員からは、統計では解雇の有効無効の判断という重要な属性が抜けており、これを抜きにして分析をすることは誤解を与えるとの意見が述べられました。また、委員の八代氏からは、解雇の金銭解決制度

を法制化することで意見をまとめることがこの検討会の役割であるといった発言がされました。

次回は12月25日、労働審判制度について労使の審判員などからヒアリングが行われる予定です。また、来年以降はドイツ、フランス、イギリスといった諸外国の紛争解決システムについて議論がされる予定で、その後に解雇の金銭解決制度の議論がされることが予想されます。

■ 12.4集会に多数のご参加を！！

「解雇自由法制に反対する働く者の総決起集会」が開かれる12月4日が間近に迫ってきました。12月4日(金)は午後6時30分から、御茶ノ水の中央大学駿河台記念館2階で集会が開かれます（午後6時開場）。

当日は、検討会委員の水口会員からの報告などの他、労働者・労働組合からの現場での事例を踏まえた訴え・発言などを予定しています。

検討会では金銭解決制度の積極的導入を図ろうとする委員の発言などもされています。今までも導入が図られるたびに世論の大きな反対の声で制度導入を阻止してきましたが、安倍政権の怒濤の労働規制破壊の下では、今回はもっと大きな世論の運動の力が必要となることが予想されます。是非、12月4日は関係組合の方などにも多くの方の参加を呼びかけた上で、集会にご参集下さい！！

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

